

公益財団法人日本体育協会

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）定款第19条及び第31条の規定に基づき、本会の評議員及び役員の報酬並びに費用に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2. 常勤役員とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とし、毎週定期的に勤務をする者をいう。
3. 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬)

第3条 この規程において 報酬とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員に支給する月額報酬、退職慰労金
- (2) 本会から役員等に対し出張を依頼する際、別に定める役員等旅費規程に基づき支給する日当、食費

(費用)

第4条 役員等の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（日当、食費を除く。）及び手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区分しなければならない。

(月額報酬)

第5条 常勤役員の月額報酬は、別表1の常勤役員報酬表に掲げるとおりとし、それぞれの役員の号俸は、理事会の承認を経て会長が決定する。

(報酬の支給と控除)

第6条 常勤役員の月額報酬の支給日は、毎月20日（その日が休日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日）とする。

2. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
3. 非常勤役員及び評議員に対しては、月額報酬、退職慰労金は支給しない。

(退職慰労金)

第7条 常勤役員が退職（死亡した場合を含む。以下同じ。）した場合、別表2の退職慰労金算出表に基づき退職慰労金を支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2. 前項の退職慰労金の額等支給に関する詳細は、給与規程第37条に準じて算出し、理事会の承認を得て会長が決定する。

(講師及び原稿執筆謝金)

第8条 常勤役員を除く役員等が、本会が行う講習会、研修会、シンポジウムなどの講師、又は原稿執筆を依頼されたときは、別に定める講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程に基づき、講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(出張時の日当、食費)

第9条 本会が役員等に対し出張を依頼するときは、別に定める役員等旅費規程に基づき、別表3及び4の日当、食費を支給する。

(費用の支払い)

第10条 本会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。

2. 通勤手当については、給与規程第17条に基づき、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

(公表)

第11条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
2. この規程は、平成27年6月24日から施行する。

別表 1：常勤役員報酬表（単位：円）

号俸	月額	年額
1	200,000	2,400,000
2	300,000	3,600,000
3	400,000	4,800,000
4	500,000	6,000,000
5	600,000	7,200,000
6	700,000	8,400,000
7	800,000	9,600,000
8	900,000	10,800,000
9	1,000,000	12,000,000
10	1,100,000	13,200,000
11	1,200,000	14,400,000
12	1,300,000	15,600,000
13	1,400,000	16,800,000
14	1,500,000	18,000,000

別表 2．退職慰労金算出表

勤続年数	金額	
	普通退職	業務上傷痍疾病が原因の死亡及び退職
1年以上 3年未満	<u>35</u> 月額報酬×勤続年数×100	<u>70</u> 月額報酬×勤続年数×100
3年以上 7年未満	<u>50</u> 月額報酬×勤続年数×100	<u>70</u> 月額報酬×勤続年数×100
7年以上 10年未満	<u>60</u> 月額報酬×勤続年数×100	<u>85</u> 月額報酬×勤続年数×100
10年以上	<u>65</u> 月額報酬×勤続年数×100	<u>85</u> 月額報酬×勤続年数×100

別表 3：国内旅行の日当および食費（単位：円）

日当 (1日につき)	朝食代 (1食につき)	昼食代 (1食につき)	夕食代 (1食につき)
2,500	1,000	1,200	2,000

- ・宿泊施設利用の際、日程又は施設の都合により、朝食、昼食、夕食が手配できない場合は、それぞれ1食につき、上記食費を支給する。

別表 4：外国旅行の日当（単位：円）

地域区分	日 当 (1日につき)
指定都市	8,300
甲地域	7,000
乙地域	5,600
丙地域	5,100

- ・滞在先の交流国側が、宿泊・食事料等滞在費（1泊3食）を負担する場合、及び本会が旅行代理店等に宿泊・食事（1泊3食）の手配を依頼する場合は、役員の区分にかかわらず、日当は1日当り 3,000 円を支給する。